

高松市配食見守りサービス事業 登録事業者募集要領

高松市配食見守りサービス事業について、次のとおり新規委託事業者を募集します。

1 対象事業者

次の要件を全て満たすことができる事業者とします。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、業務の対象者とはしないものとします。

- (1) 管理栄養士等により栄養管理された高齢者向けの弁当を製造することができること。
- (2) 調理にあたっては、継続して使用できる厨房があること。
- (3) 昼及び夕、又は昼若しくは夕に配食ができること。
- (4) 配達員のほか、緊急時に対応ができる者が1名以上常在していること。
- (5) 高松市内のほぼ全域の配達が可能であること。
- (6) 令和7年4月1日現在、高松市内にて高齢者向けの配食を実施していること。
- (7) 福祉に理解と熱意を有し、利用者の人権を尊重し、その身上に関する秘密を厳守することができること。

2 委託業務概要

- (1) 栄養バランスの取れた食事の調理及び居宅への配達
- (2) 配食時における利用者の安否の確認
- (3) 配食時における緊急時等の対応及び関係機関への連絡
- (4) その他必要な連絡調整
- (5) 配食時の利用者の様子を定期的に報告（月1回）
- (6) 自己負担金の回収

3 委託料

- (1) 1食当たり204円（消費税込）
（配食時の安否確認及び連絡調整等にかかる諸経費とし、食材料費及び調理費相当分は含まれないものとする。）
- (2) 島しょ部への配達（男木町、女木町）は船を利用して配達した場合、1回当たり560円～1,200円（消費税込）の島しょ部加算、島内で調理配達した場合は1食当たり152円（消費税込）の島しょ部加算
- (3) 山間部（塩江町）への配達は1食当たり152円（消費税込）の山間部加算

4 市民税非課税者への補助

前年度市民税非課税者に１食当たり２００円

５ 募集期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

６ 提出書類

提出期限までに次の書類を提出してください。提出された書類は返却しません。

- （１）高松市配食見守りサービス事業者登録申請書
- （２）業務確認書
- （３）弁当配達エリア

７ 登録事業者の選定

申請のあった事業者から提出された申請書等の内容を審査のうえ、登録事業者を決定します。

８ 実施期間

契約締結日から令和８年３月３１日までとし、特段支障がない限り、契約を更新することができるものとします。

【問い合わせ先】

〒760-8501

高松市番町一丁目８番１５号

高松市健康福祉局 長寿福祉部長寿福祉課

在宅福祉係（高松市役所２階２２番窓口）

電話 087-839-2346／FAX 087-839-2352

メール chouju@city.takamatsu.lg.jp